

施設利用料（介護保険サービスの1～3割負担分）

(1) 基本サービス料金（ユニット型個室）

介護認定	単位数	1日の介護報酬額 (円)	1日当たりの 自己負担額1割(円)	1日当たりの 自己負担額2割(円)	1日当たりの 自己負担額3割(円)
要介護1	652	7,106	711	1,422	2,132
要介護2	720	7,848	785	1,570	2,355
要介護3	793	8,643	865	1,729	2,593
要介護4	862	9,395	940	1,879	2,819
要介護5	929	10,126	1,013	2,026	3,038

(1級地のため、1単位が10,900円)

(2) 食費（食材料費及び調理人件費相当分）

負担区分	負担額	対象者
第1段階	日額 300円 (月額約 9,000円)	市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者及び生活保護受給者
第2段階	日額 390円 (月額約 11,700円)	市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
第3段階①	日額 650円 (月額約 19,500円)	市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階以外の方 (課税年金収入が80万超120万円未満の方など)
第3段階②	日額 1,360円 (月額約 40,800円)	市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階以外の方 (課税年金収入が120万超266万円未満の方など)
第4段階	日額 1,730円 (月額約 51,900円)	上記以外の方

前日までに届出のあった欠食分は請求いたしません、入退院当日の食費は日額で請求いたします。

(3) 居住費（光熱水費相当分）

負担区分	負担額	対象者
第1段階	日額 820円 (月額約 24,600円)	市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者及び生活保護受給者
第2段階	日額 820円 (月額約 24,600円)	市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
第3段階	日額 1310円 (月額約 39,300円)	市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階以外の方 (課税年金収入が80万超266万円未満の方など)
第4段階	日額 2475円 (月額約 74,250円)	上記以外の方

なお、入院中や外泊中もショートステイの空床利用がない場合、介護保険制度上の「入院・外泊時加算」が算定される最長6日間以降は、上記の居住費をご請求いたします。

*上記(2)及び(3)の表において、第1～3段階に該当する方は、保険者に「介護保険負担限度額認定証」の申請を行い、同証を寿老の里にご提示いただくことが必要です。

(1) 基本サービス費+(2)食費+(3)居住費の合計金額（月額）

※料金の月額額は30日換算となっています。(別途加算料金は除く)

※上記の金額の他に別途加算を算定する場合がありますので、予めご了承ください。

	利用料金負担段階(1割負担)					(2割負担)	(3割負担)
	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階		
要介護1	54,930 円/日	57,630 円/月	80,130 円/月	101,430 円/月	147,480 円/月	168,810 円/月	190,110 円/月
	1,831 円/日	1,921 円/日	2,671 円/日	3,381 円/日	4,916 円/日	5,627 円/日	6,337 円/日
要介護2	57,630 円/日	59,850 円/月	82,350 円/月	103,650 円/月	149,700 円/月	173,250 円/月	196,800 円/月
	1,921 円/日	1,995 円/日	2,745 円/日	3,455 円/日	4,990 円/日	5,775 円/日	6,560 円/日
要介護3	59,550 円/月	62,250 円/月	84,750 円/月	106,050 円/月	152,100 円/月	178,020 円/月	203,940 円/月
	1,985 円/日	2,075 円/日	2,825 円/日	3,535 円/日	5,070 円/日	5,934 円/日	6,798 円/日
要介護4	61,800 円/月	64,500 円/月	87,000 円/月	108,300 円/月	154,350 円/月	182,550 円/月	210,720 円/月
	2,060 円/日	2,150 円/日	2,900 円/日	3,610 円/日	5,145 円/日	6,085 円/日	7,024 円/日
要介護5	63,990 円/月	66,690 円/月	89,190 円/月	110,490 円/月	156,540 円/月	186,930 円/月	217,290 円/月
	2,133 円/日	2,223 円/日	2,973 円/日	3,683 円/日	5,218 円/日	6,231 円/日	7,243 円/日

(4) 加算料金等

個別機能訓練加算(Ⅰ)(Ⅱ)	<p>個別機能訓練加算(Ⅰ)は、多職種共同にて個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施している場合に算定します。個別機能訓練計画の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、機能訓練加算(Ⅱ)を算定します。</p> <p>【(Ⅰ) 12単位/日→約13円】 【(Ⅱ) 20単位/日→約22円】</p>
ADL維持等加算(Ⅰ)(Ⅱ)	<p>一定期間に当事業所を利用した者のうち、ADL(日常生活動作)の維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合に算定します。</p> <p>【(Ⅰ) 30単位/月→約33円】 【(Ⅱ) 60単位/月→約66円】</p>
生活機能向上連携加算	<p>自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、外部のリハビリテーション専門職等と連携した場合</p> <p>【100単位/月→約109円】</p>
栄養マネジメント強化加算	<p>管理栄養士が健康状態、栄養状態に基づき、個別の計画を作成し、健康の維持増進に努めます。</p> <p>【11単位/日→約15円】</p>
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	<p>利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を特定施設入居者生活介護の適切かつ有効な提供に活用している場合に算定します。</p> <p>【50単位/月→約55円】</p>
再入所時栄養連携加算	<p>医療期間に入院し、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など、入居時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合、医療期間と連携し、再入居後の栄養管理に関する調整を行った場合</p> <p>【200単位/回→約200円】</p>
療養食加算	<p>糖尿病や腎臓病などにより食事療法が必要な場合、嘱託医より発行を受けた食事箋により療養食の提供をいたします。</p> <p>【6単位/1食→約7円】</p>
排泄支援加算	<p>排泄障害等のため、排泄に介助を要する入居者に対し、他職種が協働して支援計画を作成し、支援した場合</p> <p>【10単位/月→約11円】</p>

褥瘡マネジメント加算	褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連性の強い項目について、定期的に評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理した場合 【3単位/月→約4円】
夜勤職員配置加算	夜間帯、職員を基準より多く配置し対応いたします。 【18単位/日→約19円】
看護体制加算Ⅰ	常勤の看護師及び看護職員の配置基準を上回る職員を配置している。 【4単位/日→約5円】
看護体制加算Ⅱ	看護職員を基準以上配置し、24時間連絡体制を確保している。 【8単位/日→約9円】
サービス提供体制強化加算Ⅰイ	介護福祉士国家資格取得の介護職員を多く配置し、入居者介護を行います。 【18単位/日→約19円】
日常生活継続支援加算	重度の要介護者や中程度以上の認知症高齢者を一定以上多く受け入れているとともに、介護福祉士国家資格取得の介護職員を入居者6名に対し1名以上配置し、入居者の介護を行います。 【46単位/日→約50円】 ※「サービス提供体制強化加算Ⅰイ」との同時算定不可。
安全対策体制加算	介護保険施設における事故発生の防止と発生時の適切な対応を推進する観点から、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている。 【20単位/日→約20円】
口腔衛生管理加算	歯科医師もしくは歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が月1回以上介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導に基づき、実施します。 【30単位/月→約30円】
経口移行加算	医師の指示により、経口の食事を進めるため栄養管理を行った場合 (180日以内) 【28単位/日→約31円】
経口維持加算	摂食機能障害、誤嚥があると認定しうる入居者に関して、各職種が共同して、経口による食事を継続できるようにするための経口維持計画を作成して、特別な管理を行う場合 【400単位/回→約436円】
若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症の入居者に対して、個別の担当者を定めサービス提供をする場合 【120単位/日→約131円】
退院前後訪問相談援助加算 (入居中1回又は2回・退所後1回)	入居者が在宅復帰または他の社会福祉施設等に入所する場合、その退所前後に入居者及びその家族に対して連絡調整・情報提供・訪問等を行った場合 【460単位/回→約502円】
退所時相談援助加算(1回)	入居者およびその家族に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合 【400単位/回→約436円】
退所前連携加算(1回)	入居者が退所後に居宅サービス等を利用する場合、退所前から居宅介護支援事業者と連携し情報提供とサービス調整を行った場合 【500単位/回→約545円】

在宅復帰支援機能加算	入居者が在宅に退所するに当たり、居宅サービス等の必要な情報提供、調整を行った場合 【10単位/回→約11円】
在宅・入所相互利用加算	複数人があらかじめ在宅期間・入所期間(3ヶ月限度)を定め、同一の個室を計画的に利用した場合 【40単位/日→約44円】
認知症専門ケア加算(I)	認知症介護で一定の経験を持つ者で、国や自治体が行っている認知症介護指導者研修の修了者である専門の者が介護サービスを行った場合 【3単位/日→約4円】
介護職員処遇改善加算(I)	介護職員の賃金など処遇改善を目的として、制度上定める額のご負担をいただきます。 【一月に掛かる単位数×8.3%】
介護職員等特定処遇改善加算(I)	介護施設職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。 ※介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。 【一月に掛かる単位数×2.7%】
介護職員等ベースアップ等支援加算	看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く職員の収入の引上げを含め、全ての職員を対象に公的価格の在り方を抜本的に見直す為の加算です。 【一月に掛かる単位数×1.6%】
初期加算	入所日より最長30日間は初期加算を算定いたします。なお、入院後1ヵ月を経て退院した場合も同様に算定いたします。 【30単位/日→約32円】
外泊時加算	外泊や入院等した場合、翌日より6日(月をまたがる場合は最長12日分)を限度として、外泊時加算を算定します。 【246単位/日→約268円】
看取り介護加算(I)	入居者やご家族の希望のもと、 主治医の判断 に基づき施設にて看取り介護を実施し終末を迎えられた場合、看取り介護加算を算定します。 【死亡日以前45～30日前 72単位/日→約156円】 【死亡日以前30～4日前 144単位/日→約156円】 【死亡日の前日・前々日 680単位/日→約741円】 【死亡日 1,280単位/日→約1395円】

① 1単位あたりの単価額

東京都の地域区分は1級地のため、介護保険給付費額は上記の単位数に10.90円を乗じた額(1円未満は切り捨て)になり、自己負担額はその1～3割となります。

② その他

- ・入居者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一時的にお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。
- ・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせ、入居者側の負担額を変更します。

(2) 医療費 (医療保険の自己負担分)

受診や処方等の医療費は、施設が一括して立て替え、月毎に領収書とともに一覧表を付して請求いたします。

(3) 日用品費

日常生活においては個人使用する物品や消耗品については、基本ご家族対応をお願いしております。

また、個人の希望に応じて使用される家電製品等の電気使用料 (1コンセント30円) についても、請求いたします。

(4) 理美容等その他の実費 (個別に要す費用分)

- ① 訪問理美容は業者が提示するメニューに沿い、希望に応じて依頼します。

理美容費

サービス内容	料金
カット	2,200円
カットパーマ	6,700円
カットカラー	6,700円
パーマのみ	4,500円
カラーのみ	4,500円
カットカラーパーマ	11,300円
シャンプー	1,000円

- ② 行政手続代行費 (介護保険以外)

1回 ¥300+交通費

- ③ 複写物の交付

サービス提供についての記録を閲覧できますが、複写物を必用とする場合は実費をご負担いただきます。1枚につき10円